

児童相談体制等検討会について

児童福祉法上の区と都の役割について

区と都の児童相談業務における法令上の役割を改めて確認

※条文を一部加工

区

- **市町村(区)は、児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握、情報の提供、家庭からの相談対応、必要な調査及び指導等を行わなければならない。**（法第10条第1項）

都道府県の役割

- **都道府県は、市町村(区)の業務（児童及び妊産婦の福祉に関する業務）に関し、次の業務を行わなければならない。**
 - ・ **市町村(区)相互間の連絡調整、市町村(区)に対する情報の提供、市町村(区)職員の研修その他必要な援助及びこれらに付随する業務を行うこと。**（法第11条第1項第1号）
 - ・ **各市町村(区)の区域を超えた広域的な見地から、実情の把握に努めること。**（法第11条第1項第2号イ）
 - ・ **前2号に掲げるもののほか、広域的な対応が必要な業務並びに家庭その他につき専門的な知識及び技術を必要とする支援を行うこと。**（法第11条第1項第3号）
- **都道府県知事は、市町村(区)の業務（児童及び妊産婦の福祉に関する事務）の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村(区)に対し、体制の整備その他について必要な助言を行うことができる。**（法第11条第2項）

児童相談所設置市の役割等

- この法律中**都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、児童相談所設置市(区)においては、政令で定めるところにより、当該市(区)が処理するものとする。**（法第59条の4第1項）
- 児童相談所設置市において、法第59条の4第1項の規定により、**児童相談所設置市(区)が処理する事務は、法及びこの政令の規定により、都道府県が処理することとされている事務とする。**（施行令第45条の3）

※法第11条第1項第1号及び第2号イの規定による**市町村(区)相互間の連絡調整等**、同項第3号の規定による**広域的な対応が必要な業務**、同条第2項の規定による**助言（中略）を除く。**

- **都道府県知事は、児童相談所設置市(区)の長に対し、当該児童相談所の円滑な運営が確保されるように必要な勧告、助言又は援助をすることができる。**（法第59条の4第4項）

児童相談体制等検討会について

検討事項（案）

- 東京では、児童虐待の増加に伴う一時保護の長期化や、心理的ケアが必要な児童の増加、全国から特定地域への要保護児童の流入、いわゆる赤ちゃんポストへの対応検討など、広域的・専門的な課題が先鋭的に現れている
- 都全体の児童相談体制強化のため、検討事項（案）は以下の4つ

人材育成の共同推進
(都・区児童相談所、子家セン)

連携の拠点作り
(サテライトオフィス、子家セン分室等)

専門的見地からのバックアップ機能強化
(都・区児童相談所、子家セン)

相談体制の強化
(子家セン機能の強化)

議論の進め方

- 議論については、①児相設置区と都との連携、②児相を設置していない区の体制強化と都児童相談所の体制強化 の2つの視点により進める

①児相設置区と都との連携について

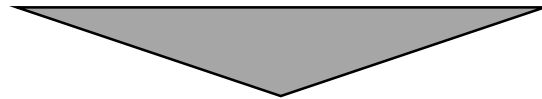
②児相を設置していない区の体制強化と都児童相談所の体制強化

- ・ 区子供家庭支援センターの機能強化について
- ・ 都児童相談所の体制強化

① 児相設置区と都との連携について

課題

- 区立児童相談所・都児童相談所ともに、**職員の計画的な育成や専門性の向上は共通の課題**
- 親権停止など困難な法的対応が必要なケースについて、常に迅速・的確な対応が必要
- 全国各地から青少年が居場所を求めて集まる「トー横」問題や、いわゆる「赤ちゃんポスト」への対応の検討など、**新たな課題への対応が必要**
- 都児相・区児相間での個別ケースの引継ぎ等をより迅速・的確に行う仕組みが必要
- 虐待件数が増大する中、**虐待を未然に防止するため**、地域において子供や家庭に対し、**妊娠期から切れ目なくきめ細かな支援を行う**ことが求められている



取組の方向性

- 研修など人材育成の取組を充実
 - ・ 都トレーニングセンターと区職員研修所の連携など
- 都区が連携して事例検討やデータ収集を実施
- 個別ケースに係る情報共有の仕組みづくり
- 虐待の未然防止に向けた取組の更なる充実
 - ・ 「こども家庭センター」の設置を見据えた予防的支援の取組の充実

②児相を設置していない区の体制強化と都児童相談所の体制強化

■区子供家庭支援センターの機能強化

課題

- 虐待件数が増大する中、**虐待を未然に防止するため**、地域において子供や家庭に対し、**妊娠期から切れ目なくきめ細かな支援を行う**ことが求められている
- 地域の一義的な窓口である**子供家庭支援センターにおける虐待相談件数は増加傾向であり**、より一層の体制強化が必要
 - ・ 児童相談所と子供家庭支援センターの役割分担が進む中、児童相談所からの「**逆送致**」**案件も増えている**
 - ・ 虐待案件は状況が急変するなど適時適切な対応が求められること、また、子供の成長発達に応じて表面化する情緒的な課題に対応しなければならないことなどから、子供家庭支援センターの支援についても専門性の向上が求められる
- これまでも、虐待対応については児童相談所と子供家庭支援センターが緊密に連携して行ってきたが、虐待が質・量ともに深刻化する中、**より一層の連携を行うための仕組みが求められる**

取組の方向性

- 虐待の未然防止に向けた区取組の更なる充実
 - ・ 「こども家庭センター」の設置を見据えた予防的支援の取組の充実
- 子供家庭支援センターの機能強化に向けた体制の充実、職員の専門性向上
 - ・ 都児相への研修派遣の充実、子家センの対応力強化、業務効率化への支援、職員向け研修の実施
- 都児童相談所による子供家庭支援センターへの支援の強化
 - ・ 専門的支援が必要なケースへの対応支援、ケアニーズの高い児童への専門的支援
- 都児童相談所と子供家庭支援センターの連携の拠点づくり
 - ・ 都児相サテライト、子家セン分室の設置

② 児相を設置していない区の体制強化と都児童相談所の体制強化

■ 都児童相談所の体制強化

課題

- 虐待が深刻化する中、子供家庭支援センターを支援するためには、都児童相談所の体制強化が不可欠
- 都児童相談所の対応力を強化するためには、職員の計画的な育成や専門性の向上が不可欠
- また、虐待を受けたことにより、トラウマ症状や愛着障害など、ケアニーズの高い児童が増えており、専門的なケアが求められている
- さらに、全国各地から青少年が居場所を求めて集まる「トー横」問題や、いわゆる「赤ちゃんポスト」への対応の検討など、特定の自治体だけで解決できない問題も顕在化しており、広域的な観点からの検討が必要



取組の方向性

- 政令等による児童相談所設置基準などを踏まえた都児童相談所の強化
 - ・ 都児相の新設、一時保護機能の充実・強化
- 専門職を増員するとともに、研修など人材育成の取組を充実
 - ・ 児童福祉司・心理司の増員、トレーニングセンター等による実践的研修の充実、リーダー層の充実
- 困難事例に対し、広域的・専門的に対応していくための取組の推進
 - ・ 広域的な課題に係る共通ルール調整、ケアニーズの高い児童への専門的支援

今後のスケジュール案

- ・ 令和5年9月 : 第1回検討会
課題の共有、論点整理
- ・ 令和5年10月 : 第2回検討会
論点整理、取組の方向性について議論
- ・ 令和5年11月 : 第3回検討会
取組の方向性、具体策について議論
- ・ 令和6年2月 : 第4回検討会
議論のまとめ

虐待相談件数の推移

- 特別区における虐待相談件数（子家セン、区立児相の合計値）は、増加し続けている
- 区立児相設置に伴い、区部の都立児相の虐待相談件数は減少しているが、都立児相と区立児相の合計値は増加し続けている
- 市町村部においては、子家セン、都立児相ともに虐待相談件数は増加し続けている

(単位：件)

		R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
区部	子供家庭支援センター	14,714	16,385	17,394	16,313
	区立児童相談所	—	4,099 (3 か所)	4,756 (4 か所)	7,093 (7 か所)
	子家・区児相 計	14,714	20,484	22,150	23,406
	都児童相談所 (センタ-、江東、品川、杉並、北、足立) ※ R 1 年度は世田谷児童相談所を含む	15,601	14,570	13,961	13,031
	都・区 合計	30,315	35,054	36,111	36,437
市町村部	子供家庭支援センター	7,295	8,096	9,464	9,593
	都児童相談所 (八王子、立川、小平、多摩)	6,058	7,067	7,330	7,674
	都・市町村 合計	13,353	15,163	16,794	17,267
総 計		43,668	50,217	52,905	53,704

- 令和元年10月から本格実施された、児童相談所から区市町村への事案の送致（逆送致）は、区部では増加し続けている。
- 市町村部では、令和3年度までは増加し続けていたが、令和4年度は前年度より減少している。

(単位：件)

		R 1年度	R 2年度	R 3年度	R 4年度
区部	都児相→区子家セン	1,569	3,370	3,597	3,750
市町村部	都児相→市町村子家セン	533	1,484	2,040	1,910
合計		2,102	4,854	5,637	5,660

※ R 1年度の狛江市及びR 1年度～R 4年度の武蔵野市、三鷹市については、区部に所在する児童相談所の管轄であるため、区部にカウントしている。

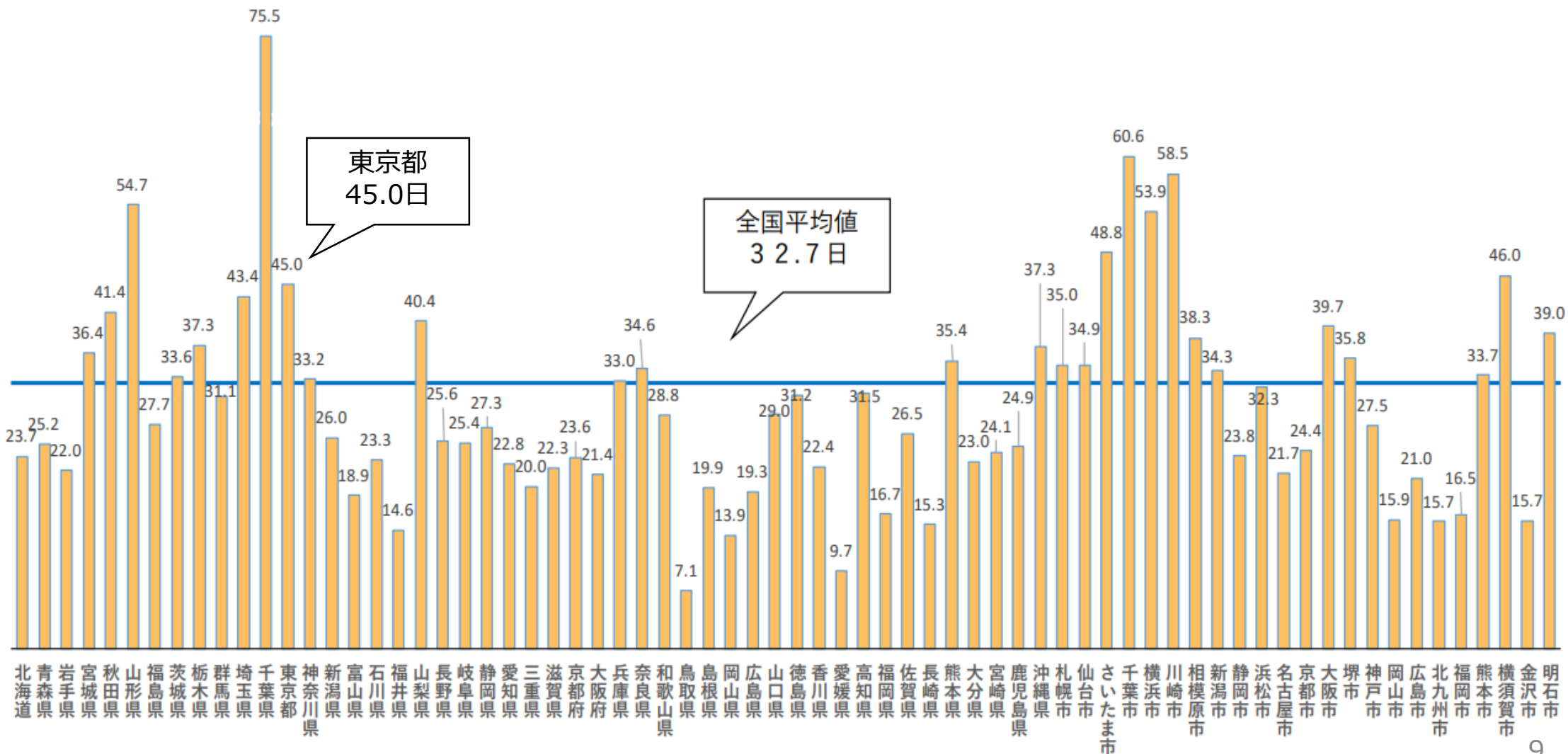
(参考)一時保護所での平均在所日数(都道府県別)

資料 3

○ 都内における平均在所日数は45.0日となっており、全国平均の32.7日を大幅に上回っている。

※平均在所日数：年間延日数／年間対応件数

※東京都の数值は、都立児相、区立児相の合計値



※令和5年度全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議資料より抜粋

○ 親権者の意に反して入所措置を行う際の家庭裁判所の承認件数（児童福祉法第28条）
 (単位：件)

H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
23	33	25	34	23

<主な事例>

母子家庭（本児12歳）で母の精神不安で本児に食事も与えず、身体的虐待もあり。複数の男性と交際し、交際男性から本児への性的虐待の疑いもあり。理由もなく攻撃的になり児相の支援に一切乗らず。

○ 親権停止審判の承認人数（民法第834条の2、児童福祉法第33条の7）
 (単位：件)

H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
5	3	4	4	4

<主な事例>

本児15歳、両親のネグレクトにより児童養護施設入所。自殺企図の他、援助交際、金品持ち出しなどの非行行為があるとともに、職員への粗暴が深刻化。児童精神科の入院治療が必要であるが、両親は同意せず。治療のため親権停止を家裁に申し立て。

○ 立入調査の実施件数（児童虐待防止法第9条）

（単位：件）

H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
3	12	14	9	9

<主な事例>

転居を繰り返している他県からの移管ケース。父母と3人の子供（3歳、5歳、7歳）で子供の不登校及び所属なし。最近ライフラインが止められた。子供の姿も確認できず立ち入り調査を実施。子供たちを一時保護しその後施設入所措置

○ 臨検・捜索の実施件数（児童虐待防止法第9条の3）

（単位：件）

H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
0	0	1	1	0

<主な事例>

他県からの移管ケース。母子家庭（本児10歳、弟8歳）。当初、家庭訪問により弟は確認できたが、本児は確認できない状況が続く。保護者に確認するも面会拒否。その後の出頭要求、立入調査も拒否され本児に会えず。家裁に臨検捜索の許可を申請し、警察との協力により捜索を行い、本児を一時保護。

※ これらの事例は、実際のケースを加工した内容を記載しています。

○ 個別的なケアが必要な児童の割合は増加している。

(単位：人、%)

年度	区分	実人員	反社会的行為	非社会的行為	精神・発達的問題	情緒的な問題	健康上の問題
平成21年度	人数	2,816	449	594	634	808	805
	割合	100%	15.9%	21.1%	22.5%	28.7%	28.6%
令和4年度	人数	2,585	515	1,073	805	1,115	1,113
	割合	100%	19.9%	41.5%	31.1%	43.1%	43.1%

※ 実人員以外の数字は重複計上あり

反社会的行為 : 暴力・破壊行為、無断外泊・外出 等
 非社会的行為 : 社会性の未熟、ひきこもり・不登校、施設内いじめ（暴力以外） 等
 精神・発達的問題 : 知的障害、LD・ADHD 等
 情緒的な問題 : 対人関係不調、性的問題、夜尿・失禁（小学生以上） 等
 健康上の問題 : アレルギー、アトピー等皮膚疾患、喘息等呼吸疾患 等

区市町村の子育て支援体制の強化について ～母子保健部門と子育て支援部門の連携強化～

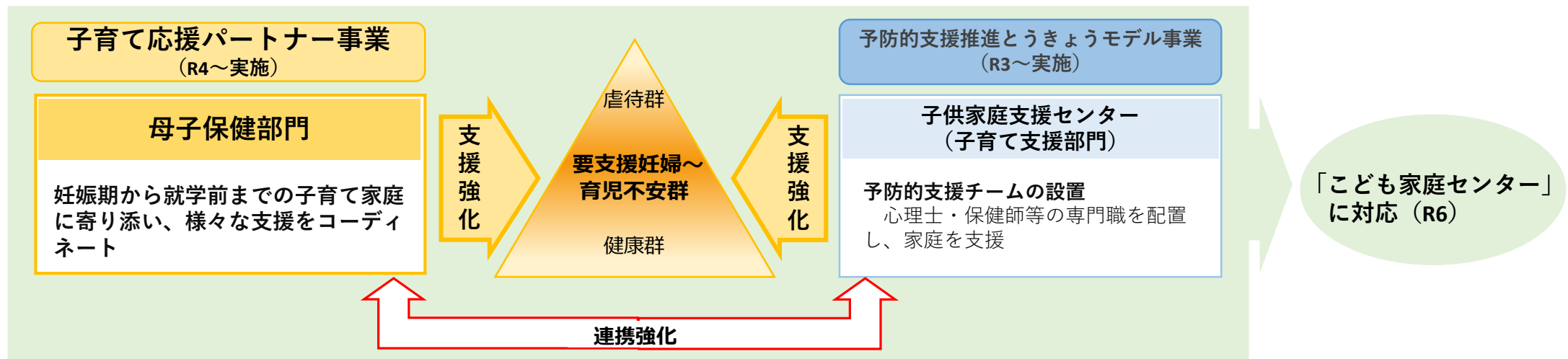
国の動向

- 児童福祉法等改正により、区市町村の子育て支援部門と母子保健部門が一体となり、妊娠期から包括的な相談支援等を行う「こども家庭センター」を令和6年度に創設

都の取組

- 都はこれまで、全ての子育て家庭の状況を妊娠期から把握し、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援を進めるため、区市町村を支援
 - 妊娠期からの支援モデルを構築するため、**予防的支援推進とうきょうモデル事業をR3年度に開始し、子供家庭支援センターに専任チームを設置**
 - こうした取組の実効性を高めるためには、母子保健部門の体制の充実が必要
- ☞ **妊娠期から就学前までの子育て家庭に寄り添い、様々な支援をコーディネートする「とうきょう子育て応援パートナー事業」をR4年度に開始し、母子保健部門の体制を一層強化**
- ☞ **母子保健部門と子育て支援部門の連携を更に強化し、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援を円滑に進め、安心して子育てができる環境を整備**

支援体制のイメージ



都児童相談所サテライトオフィス、子供家庭支援センター分室について

児童相談に係る都と区市町村の相互連携の強化を図るため、都児童相談所と子供家庭支援センターの連携拠点を設置

都児童相談所サテライトオフィス

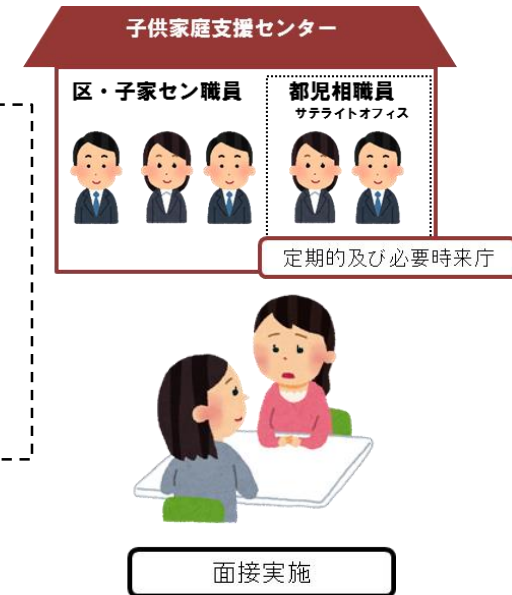
概要 子供家庭支援センターに、都の児童相談所のサテライトオフィス（連携拠点）を設置

事業内容 都の児童相談所職員が、定期的及び必要時にサテライトオフィスで業務を行うとともに、子供家庭支援センターと児童相談所の連携拠点として活用する。

【実施業務例】

- ・ 子供家庭支援センターと児童相談所職員との情報共有
- ・ 子供家庭支援センター会議への参加
- ・ 虐待通告時の調査を見相と子家センが連携して実施

設置区 練馬区（R2.7～）、台東区（中央区）（R3.12～）、渋谷区（R4.4～）



子供家庭支援センター分室

概要 都の児童相談所に、子供家庭支援センター分室（連携拠点）を設置

事業内容 子供家庭支援センター職員が、常時、児童相談センター分室で業務を行うとともに、「児童虐待相談等の連絡・調整に関する基本ルール（東京ルール）に基づく役割分担の下、分室を連携拠点として活用する。

【実施業務例】

- ・ 児童相談所と子供家庭支援センター職員との情報共有
- ・ 児童相談所会議への参加
- ・ 虐待通告時の調査を見相と子家センが連携して実施

設置区 新宿区（R5.7～）



概要

- 都の児童相談援助業務を支える人材育成を強化するため、令和4年度にトレーニングセンターを設置
- 旧世田谷児童相談所の施設を改修し活用（世田谷区5丁目28-12）
- 経験年数の浅い職員を対象に、専任のセンター長、専門課長、指導員、外部講師等による実践型研修を展開

【研修のポイント】

■ ロールプレイングによる面接スキルトレーニング

- ・「心構えと傾聴」「明確に訊く、聴く」「明確に伝える」「意味の置き換え」などをテーマに『模擬体験』を通じて面接技法を錬磨
- ・ロールプレイングでは、相談者役、援助者、観察者役に分かれて演技
- ・対立的場面なども再現し、体で覚える実践的アプローチを実施

2 ゼミナール形式による徹底した事例検討

- ・少人数のグループ単位で困難事例、重大事例などを通じて見立てを学ぶ
- ・的確にポイントを抑える視点や多角的視点を獲得
- ・少人数でのグループワークにより、仲間意識を醸成し、職員同士でいつでも何でも相談し合える関係を構築



⇒ 専門職としての成長、職員間の横の連携、モチベーションアップに寄与
今後、研修対象を拡大し、さらに様々な実践型カリキュラムを展開